

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「平成八年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十四項中「十八年以内」を「二十年以内」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 理由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要な資金の融通に関する臨時措置を更に五年を限り延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。